

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第30号）（都市計画局都市景観部景観政策課）

沿道型の美観形成地区（五条通地区に限る。）について、植栽等の基準を定めることとする必要があるため、京都市市街地景観整備条例の一部を改正することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第30号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例

京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

第20条中「又は岸辺型の美観地区等」を「若しくは岸辺型の美観地区又は沿道型の美観形成地区（五条通地区に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)